産業能率大学通教校友会
支部特別活動助成金の支給に関する規程

分類番号：助－程００２
制定日：2006 年 6 月 24 日
改定日：2023 年 7 月 1 日

（目的）

第１条　この規程は、産業能率大学通教校友会（以下「校友会」という。）の支部活動の一環として行う学習会及び研修会又は講演会等（以下「学習会等」という。）に際して発生する経費を補助するために、支部に対して支給する支部特別活動助成金（以下「助成金」という。）に関して必要な事項を定める。

（助成金の支給要件）

第２条　助成金は、支部総会とは別に行う学習会等のうち、次の各号の要件をすべて満たす支部活動に対して支給する。

(1)全会員を対象とするもの。

(2)会員の研鑽に資する目的で、テーマを設定し、講師を招聘するもの。

（助成金の支給金額と支給回数）

第３条　助成金の支給金額は、１会計年度当たり５万円を上限とする。

２　前項に定める上限の範囲内であれば、１会計年度当たりの助成金の支給回数は特に定めない。

（助成金の支給基準）

第４条　助成金には、学習会等に出席した校友会員数に基づいて支給基準を設け、補助の割合を定める。

２　助成金の補助の割合は、下表のとおりとする。

学習会等に出席した校友会員数	補助の割合
４人以下	０％
５人～６人	５０％
７人～９人	７０％
１０人以上	１００％

（大学の教員を講師として招聘する場合）

第５条　事務局を通じて、産業能率大学（以下「大学」という。）の授業を担当している教員を学習会等の講師として招聘する場合の旅費及び交通費並び講義料は、校友会本部の予算から支出する。

(1) 旅費及び交通費は大学が定める規程に基づくものとする。

(2) 講義料は下表のとおりとする。

講義時間	講義料
60 分以上	30,000 円

(3)遠隔地から講師を招聘する場合は、下表のとおり講義料に割増しするものとする。この場合の距離の算定については、本学又は当該講師の住所地のいずれか近い地から講義会場までに必要な交通機関の距離により行うものとする。

片道交通機関距離	遠隔地割増し
片道 100 km以上 200 km未満	20,000 円
片道 200 km以上 400 km未満	30,000 円
片道 400 km	40,000 円

２　大学の授業を担当している教員を学習会等の講師として招聘できるのは、１会計年度当たり１回とし、事前に別紙２の「産業能率大学通教校友会 大学教員派遣申請書」を産業能率大学通教校友会事務局（以下「事務局」という。）へ提出しなければならない。

３　大学教員の派遣を受けて学習会等を実施した場合は、学習会等の終了後１か月以内に別紙３の「産業能率大学通教校友会 大学教員派遣学習会報告書」を事務局へ提出しなければならない。

（助成金の申請方法と申請期限）

第６条　助成金を申請する場合は、次の各号の書類をすべて事務局へ提出しなければならない。

(1)別紙１の「産業能率大学通教校友会 支部特別活動助成金申請書」（以下「申請書」という。）

(2)学習会等の資料（レジュメ）

(3)学習会等の実施報告書（書式は自由）。但し、大学の教員を講師として招聘した場合は、別紙３の「産業能率大学通教校友会 大学教員派遣学習会報告書」。

(4)学習会等に出席した校友会員等の名簿

(5)講師への謝礼に係る領収書。但し、大学の教員を講師として招聘した場合を除く。

(6)会場使用料に係る領収書

(7)会員への案内郵送料等に係る領収書

２　助成金は、学習会等終了後１か月以内に事務局へ申請するものとする。但し、５月３１日を会計年度ごとの申請締切日とする。(5 月 20 日以降の申請は翌年度に繰り越すものとする。)

（助成金の支給方法）

第７条　支部から助成金の申請があった場合、事務局は前条に定める申請書類の内容を審査し、申請書に記載された金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。